

台風接近・通過及び積雪に伴う気象警報発表時の対応について

東京都23区内のいずれかの区に特別警報（暴風、大雨、暴風雪、大雪）及び警報（暴風、大雨、暴風雪、大雪）の発表があった場合は、下記の基準を踏まえ、各校（園）における安全対策を行います。また、列車の計画運休があった場合は、以下の対応とします。

なお、気象や被害、交通等の状況に応じて、以下の対応によらない場合もあります。

記

1 台風に対する対応基準

【基本的な考え方】

- ・ 幼児・児童・生徒の安全を第一とした必要な措置を確保する。
- ・ 保護者判断により自宅待機する場合は「欠席」扱いあるいは「遅刻」扱いにしない。
- ・ 登校した児童・生徒には自習を含め状況に応じた対応をする。
- ・ 状況に応じて可能な範囲で昼食の提供を行う。

【対応の考え方】

- ・ 警報等の発表が予想される場合、前日正午までに対応を決定する。
- ・ 前日正午までに決定が難しい場合は、以下の対応とする。

(1) 登校（園）時に警報等が発表されている場合の対応について

| 判断時刻 | 発表 | 対応 | | |
|---------|--------------------|---|------------|--|
| | | こども園・幼稚園 | 小学校 | 中学校 |
| 午前6時時点 | 特別警報 | ・ 臨時休業とする。 | | |
| | 暴風警報 | ・ 来園する幼児が居ない場合は、臨時休業とする。 ・ 保護者判断により自宅待機又は保護者付き添いによる登園とする。 | ・ 臨時休業とする。 | ・ 自宅待機とする。 ※午前10時の時点で解除されていれば、午後1時登校とし、午後の授業及び活動を実施する。なお、昼食は各自家庭で済ませる。 ※午前10時の時点で解除されなければ、臨時休業とする。 |
| | 大雨警報 | ・ 原則、通常通りとして安全確認の上、保護者の判断で登校（園）する。ただし、目黒川付近の学校については、洪水に対する配慮を十分に行う。 | | |
| 発表された時点 | 計画運休（23区内のいずれかの路線） | ・ 自宅待機とする。 ※午前10時までに運転開始予定ならば、午後1時登校（園）とし、午後の授業及び活動を実施する。なお、昼食は各自家庭で済ませる。 ※午前10時までに運転開始予定でなければ、臨時休業とする。 | | |

※警報解除後も、通学路の状況等によって臨時休業とする場合がある。

(2) 在校（園）時に警報等が発表された場合の対応について

| 判断時刻 | 発表 | 対応 | | |
|---------|-------------------------------|--|--|-----|
| | | こども園・幼稚園 | 小学校 | 中学校 |
| 発表された時点 | 特別警報 | <ul style="list-style-type: none"> 学校（園）内待機とする。 特別警報解除後も、下校（降園）は保護者引き取りとする。 | | |
| | | <ul style="list-style-type: none"> 特別警報発令中に保護者が引き取りに来た場合も、特別警報が解除されるまでは、園内待機とする。 | / | |
| 発表された時点 | 暴風警報と大雨警報の両方 又は 暴風警報 | <ul style="list-style-type: none"> 学校（園）内待機とする。 警報発令中は下校（降園）は保護者引き取りとする。 | | |
| | | <ul style="list-style-type: none"> 警報解除後は安全を確認し、降園は保護者引き取りとする。 | <ul style="list-style-type: none"> 警報解除後は安全を確認し、教職員が付き添って集団下校をする。 | |
| / | 午後に暴風警報と大雨警報の両方が発表される可能性が高い場合 | <ul style="list-style-type: none"> 安全確認後、終業時刻を変更して集団下校とする場合がある。 給食（昼食）後に下校（降園）させる。 ※台風の進路等によって臨時休業とする場合がある。 | | |
| 発表された時点 | 大雨警報 | <ul style="list-style-type: none"> 安全確認後、通常通り安全に気を付けて下校（降園）する。 通学路の状況等によっては、通学路を変更し、教職員が付き添って集団下校とする場合がある。 | | |

(3) 自然宿泊体験教室の実施について

① 出発時の対応

| 判断時刻 | 特別警報 | 警報 | 対応 |
|----------|----------------------|-----------------------------|---|
| 前日午後5時時点 | 出発時刻に発表されている可能性が高い場合 | / | <ul style="list-style-type: none"> 当日の出発は見送る。 |
| | / | 出発時刻に暴風・大雨共に発表されている可能性が高い場合 | <ul style="list-style-type: none"> 午前中に解除される見通しがある場合は、午後に出発する。 |

② 帰校時の対応

| 判断時刻 | 特別警報 | 警報 | 対応 |
|----------|----------------------|-----------------------------|--|
| 前日午後5時時点 | 出発時刻に発表されている可能性が高い場合 | / | <ul style="list-style-type: none"> 当日の出発は見送る。 |
| | / | 出発時刻に暴風・大雨共に発表されている可能性が高い場合 | <ul style="list-style-type: none"> 午前中に解除される見通しがある場合は、午前中は宿舎待機とし、午後に出発する。 |
| | / | 午後に暴風・大雨共に発表されている可能性が高い場合 | <ul style="list-style-type: none"> 出発時刻を繰り上げる。 |

2 大雪に対する対応基準

【基本的な考え方】

- ・ 幼児・児童・生徒の安全を第一とした必要な措置を確保する。
- ・ 保護者判断により自宅待機する場合は「欠席」扱いあるいは「遅刻」扱いにしない。
- ・ 登校した児童・生徒には自習を含め状況に応じた対応をする。
- ・ 状況に応じて可能な範囲で昼食の提供を行う。

【対応の考え方】

- ・ 警報等の発表が予想される場合、前日正午までに対応を決定する。
- ・ 前日正午までに決定が難しい場合は、以下の対応とする。

(1) 登校（園）時に警報等が発表されている場合の対応について

| 判断時刻 | 発表 | 対応 | | |
|---------|--------------------|--|--|---|
| | | こども園・幼稚園 | 小学校 | 中学校 |
| 午前6時時点 | 特別警報 | 臨時休業 | | |
| | 暴風雪警報 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 来園する幼児が居ない場合は、臨時休業とする。 ・ 保護者判断により自宅待機又は保護者付き添いによる登園とする。 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 臨時休業とする。 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 自宅待機とする。 ※午前10時の時点で解除されていれば、午後1時登校とし、午後の授業及び活動を実施する。なお、昼食は各自家庭で済ませる。 ※午前10時の時点で解除されなければ、臨時休業とする。 |
| | 大雪警報 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 保護者判断により自宅待機又は保護者付き添いによる登校（園）とする。 ※積雪の規模や状況等によって臨時休業とする場合がある。 | | |
| 発表された時点 | 計画運休（23区内のいずれかの路線） | <ul style="list-style-type: none"> ・ 自宅待機とする。 ※午前10時までに運転開始予定ならば、午後1時登校（園）とし、午後の授業及び活動を実施する。なお、昼食は各自家庭で済ませる。 ※午前10時までに運転開始予定でなければ、臨時休業とする。 | | |

※警報解除後も、通学路の状況等によって臨時休業とする場合がある。

(2) 下校（降園）時に警報等が発表された場合及び発表される可能性が高い場合の対応について

| 判断時刻 | 発表 | 対応 | | |
|---------|---------------------|--|-----|-----|
| | | こども園・幼稚園 | 小学校 | 中学校 |
| 発表された時点 | 特別警報 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 学校（園）内待機。 ・ 特別警報解除後も、下校（降園）は保護者引き取りとする。 | | |
| | 暴風雪警報 又は 大雪警報 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 安全確認後、終業時刻を変更して集団下校とする場合がある。 ※警報発令中及び積雪の規模や状況等によっては学校（園）内待機とし、下校（降園）は保護者引き取りとする。 | | |

3 家庭への連絡について

- ・年度初めの4月に台風接近・通過及び積雪に伴う気象警報発表時の対応について（保護者宛て通知文）を全保護者に各校（園）から配付する。
- ・対応が必要と考えられる前日までに見守りメール、学校HP、学校（園）だより等を活用し、全保護者に各校（園）から周知する。
- ・急遽下校時刻を早めるなどの対応が必要になった場合は、見守りメール、学校HP等を活用し、下校（降園）前に全保護者に各校（園）から周知する。

以上

